

これまでの議論について（案）

~~~~~経緯~~~~~

1. 特許庁情報システムに関する技術検証委員会設置について

平成22年6月29日、経済産業大臣の委嘱により「特許庁情報システムに関する調査委員会」が構成され、同委員会における技術検証チームにおいて、特許庁運営基盤システムの技術的な検証及び改善措置の検討がなされた。同年8月20日に提出された調査報告書（以下「報告書」という。）においては、プロジェクト再開に向けた各種提言及びその中でもとりわけ緊急性の高い「今後の課題」が示され、その1つとして、外部有識者による監査体制を整備することとされた。そこで、当該指摘を受けて上記委員会を「特許庁情報システムに関する技術検証委員会」へと改組し、同委員会において、運営基盤システム開発に関する技術的事項についてフォローアップすることとした。

2. 本委員会の目的及び検証対象

報告書では、東芝ソリューション（以下、「TSOL」という。）から提出された「設計成果物」は、委員会において検証した結果、今後の課題として、特許庁、TSOL及びアクセンチュア（以下、「ACN」という。）の三者（以下、「三者」という。）に対し、以下の3点が指摘された。

（1）適切な開発計画の策定

三者は、「設計成果物」の残件の規模について早急に徹底的な把握を行い、解消に向けた確実な計画を立てること。また、今後の開発規模を正確に見積もり、開発規模に見合った適正なスケジュールを構築し、最適化計画の見直しを実施すること。

（2）複数ベンダによる開発に向けた連携の強化

三者は、今後の調達に向け、複数のベンダが円滑に連携協力できる仕組みを契約面、予算面等の観点を含め十分検討し確立すること（「プロジェクト憲章」の策定による役割・責任の明確化等）。また、TSOLは、プライム・ベンダとして複数のベンダを牽引するに必要な人材について、社外からの調達も含めその確保に確実な目処をつけること。

（3）外部有識者による監視体制の整備

特許庁は、独立性の高い外部有識者が本システム開発の進捗状況等を定期的に監査する体制を整備すること。上記改善措置については、当該外部有識者に適時に報告すること。

また、報告書においては、入札手続における不正を排するため、応札に必要な情報を早期に公開し、最終仕様書の予見可能性を高める等の入札手続の改善策も併せて指摘された。

当委員会では、外部の視点から平成23年9月以降、運営基盤システム開発に関する技術的事項についてフォローアップを行っている。本ペーパーは、そのうち、この1年間の上記課題に対する三者の取組について取りまとめたものである。

### 3. 報告書指摘事項への対応状況

今回のフォローアップでは、この1年間の取組について、まず三者に対するヒアリングを行った。ヒアリング及びその後の質疑から、当委員会が認定した上記指摘への対応状況は以下のとおりである。

#### (1) 適切な開発計画の策定

- 残件については、三者が設計成果物の1割について確認作業を実施し、平成22年8月、約2600件存在していることを確認した。これを受けて9月、規約、書類に影響する指摘を解消するK2、横展開指摘を解消するK3、個別指摘等を解消するK4、及びロールプレイによる業務検証実施しそこで生じた残件を解消するK5プロセスからなる段階的「対応計画」を決定し、残件解消作業を開始した。現在までにK3プロセスに入っており、その半数は解消している。しかしながら、横展開等により新たに生じた残件があるため、現段階でまだ約3000件が残っている。また、共通化実施の後に実施することとしていたK4以降のプロセスについては、後述するとおり共通化実施の目途が立たないため、最終的な残件解消について計画が策定できない状況にある。
- 開発規模については、昨年7月時点で41Mstepと見積もられていたが、その後の精査により、11月には48Mstepと増加し、それをもとに稼働時期は現在の計画よりさらに3年遅れる平成29年1月とならざるを得ないことが示された。さらに、12月には当初見積もり外としていたものも含めて全体で60Mstepに達すると見積もられるに至り、平成23年1月以降、開発規模削減のため、三者において設計書の共通化の検討が開始された。その結果、共通化により31Mstepまで開発規模の削減が可能であるが、当該共通化の実施を含めた設計書の修正等に、現行の予定に加えさらに約2年間は必要であり、結果として、システムの最終稼働は現行の予定から3年遅れの平成29年1月になる、との試算がTSOLより示された。しかし、当該試算方法及び試算結果の信頼性について、特許庁及びACNから疑義が呈されている。
- 平成23年2月、特許庁は、UA開発業務に参入する可能性のあるITベンダに対して設計成果物を全面公開し、プログラム開発を行う立場からの意見・提案を

求めた。その結果、設計成果物の品質について疑問を呈する意見や、当該設計成果物をもとにU A開発を行うことは困難とする意見等が寄せられた。

(2) 複数ベンダによる開発に向けた連携の強化

- 特許庁とT S O Lにおいては、新たに専門人材を確保するなどのプロジェクト推進体制の強化を行った。
- 他方、仕様書上、最終的なシステムの稼働責任を負うT S O Lは、U A開発以降総合テストまでをU A業者が担当するよう担務の変更を提案した。
- また、上記のとおり、開発の全体スケジュールが確定できないこと、及びT S O Lが担務の変更を提案する状況にあり、複数ベンダの個々の担務を確定することができないことから、プロジェクト憲章については完成には至っていない。

(3) 外部有識者による監視体制の整備

- 外部有識者による進捗状況等の監査体制として、当委員会が組織され、平成23年9月より監査を行っているところである。